

## 経営力向上支援事業チーム型支援業務委託仕様書

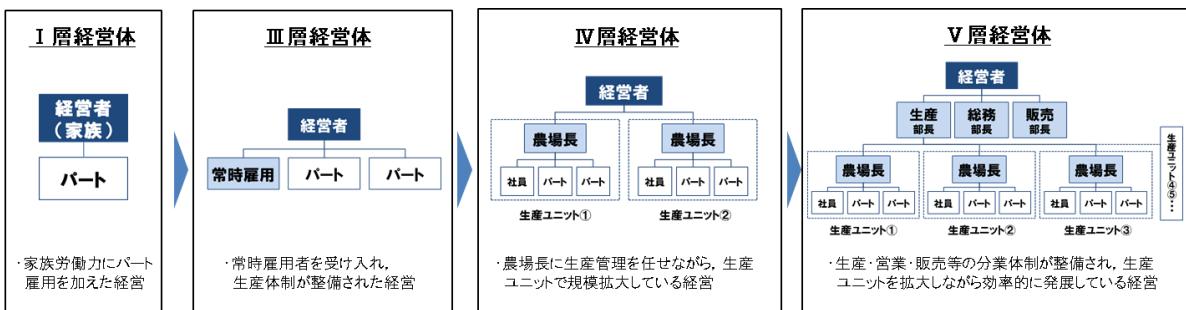
### 1 実施目的

広島県（以下「県」という。）では、経営力の高い担い手の生産性を高めていくとともに、こうした担い手が中心となって持続可能な生産構造を構築していくため、地域の核となる企業経営体の育成に取り組んでいる。

農業経営体が企業経営体に発展するためには、家族中心の個別経営体（Ⅰ層）から規模拡大とともに常時雇用者を受け入れた経営体（Ⅲ層）を経て、常時雇用者が農場長などの中間管理職を担う経営体（Ⅳ層）、更に、生産・営業・販売等の組織体制を整えた経営体（Ⅴ層）と着実に成長する必要がある。

こうした県が想定する経営発展のプロセスを経て、地域の核となる企業経営体のモデルを育成するため、発展意欲のある農業経営体に対して、各発展段階に応じた課題解決に向け伴走支援を行う。

【経営発展のプロセス】※詳細は別紙1「経営発展段階に合わせた経営力向上の支援体系」のとおり。



### 2 業務名

経営力向上支援事業チーム型支援業務

### 3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 用語の定義

#### (1) チーム型支援

受託者と県の担当職員がチームとなって対象経営体の各発展段階に応じた課題解決に向けて伴走支援を実施すること。

#### (2) 雇用型経営体

常時雇用者を受け入れ、生産体制が整備された経営体で、1の図【経営発展のプロセス】のⅢ層経営体に相当する。

#### (3) 企業経営体

農業経営において明確なビジョンを掲げ、従業員の育成や財務管理等のマネジメントを着実に実行しながら、効率的かつ持続的な経営発展を行うことができる経営体で、1の図【経営発展のプロセス】のⅣ、Ⅴ層経営体に相当する。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 雇用経営発展チーム型支援（以下、雇用型）

##### ア 目的

経営発展を志向するⅠ層経営体をⅢ層経営体へ育成する。

イ 対象経営体

原則として、経営計画に常時雇用者の確保を位置づけているなど雇用型経営を目指す経営体とする。※(2)の表1参照

ウ 対象経営体数

(ア)県の担当職員が選定・推薦した経営体

県が選定した8経営体とする。

エ 対象経営体への支援内容

・県が作成した経営評価システムを活用した経営体の現状分析を行うこと。なお、システムの活用方法については別途県と協議すること。

※経営評価システムの概要は別紙2のとおり。

・常時雇用を導入した場合の収支シミュレーションの実施等、雇用型経営に向けた経営計画のブラッシュアップ、実行計画の作成支援及び実行支援。なお、経営体が計画を作成していない場合は、計画作成から支援を行うこと。

・その他、対象経営体の状況に応じて、雇用型経営へ発展するために必要なマネジメント等の導入・運用に係る支援を行うこと。

・企業経営発展チーム型支援も含む14経営体のうち8経営体を上限とし、各対象経営体の状況に応じて参考となる先進経営体を視察すること。

オ 支援方法

(ア)県の担当職員が選定・推薦した経営体

・対象経営体の支援に当たっては、受託者と県の担当職員がチームを組み実施すること。

・県の担当職員が対象経営体の支援を主導し、受託者は県の担当職員をフォローする体制でを行うこと。※詳細は別紙3のとおり。

・対象経営体の支援前には、原則として、チーム内で事前打合せを行い、支援方針を決めること。

・対象経営体の支援に当たっては、経営体の課題を解決するための対策等を用意すること。

・各対象経営体の支援日程については、対象経営体及び県と調整すること。

・支援を効果的・効率的に実施するため、オンライン会議システム(WebEx、Zoom等)の活用も可能とする。

カ 支援終了時までの達成目標

対象経営体が雇用経営に向けた経営ビジョンや経営計画を作成していること。

(2) 企業経営発展チーム型支援(以下、企業型)

ア 目的

経営発展を志向するⅢ層以上経営体をⅣ層以上経営体へ育成する。

イ 対象経営体

原則として、下記の経営体とする。

・雇用型経営体であり、企業経営を目指す経営体

・企業経営体であるが、人材育成等に課題を抱えている経営体

※表1参照

ウ 対象経営体数

県が選定した6経営体とする。

エ 対象経営体への支援内容

- ・県が作成した経営評価システムを活用した経営体の現状分析を行うこと。なお、本システムの活用方法については別途県と協議すること。
- ・経営体の中核人材を育成する体制構築のため、等級制度、報酬制度、人事評価制度等の対象経営体にあった人事制度を整備し、運用するための支援を行うこと。
- ・事業戦略に基づく経営の実践のため、経営者と従業員が経営計画を共有し、経営計画に基づく業務上の目標設定と実績の振り返り、対策立案に取り組める体制構築に係る支援を行うこと。
- ・その他、対象経営体の状況に応じて、企業経営へ発展するために必要なマネジメントの導入・運用に係る支援を行うこと。
- ・雇用型を含む 14 経営体のうち 8 経営体を上限とし、各対象経営体の状況に応じて参考となる先進経営体を視察すること。

#### 才 支援方法

- ・対象経営体の支援に当たっては、受託者と県の担当職員がチームを組み実施すること。
- ・県の担当職員が対象経営体の支援を主導し、受託者は県の担当職員をフォローする体制で行うこと。※詳細は別紙 3 のとおり。
- ・対象経営体の支援前には、原則として、チーム内で事前打合せを行い、支援方針を決めること。
- ・対象経営体の支援に当たっては、経営体の課題を解決するための対策等を用意すること。
- ・各対象経営体の支援日程については、対象経営体及び県と調整すること。
- ・支援を効果的・効率的に実施するため、オンライン会議システム（WebEx、Zoom 等）の活用も可能とする。

#### 力 支援終了時までの達成目標

対象経営体が企業経営に向けた経営ビジョンや経営計画を作成していること。

【表 1】経営体の雇用等の状況に応じたチーム型支援の区分

階層	経営体の雇用等の状況	雇用経営発展 チーム型支援	企業経営発展 チーム型支援
IV層 又は V層	人事制度や予実管理等の企業経営に必要な仕組みの導入又は見直しが求められる	－	主な対象
III層	常時雇用者が定着し、農場長への成長が見込まれる（IV層間近）	－	主な対象
	常時雇用者が概ね定着している	－	主な対象
	常時雇用者を雇ったばかりである（I層に戻る可能も高い）	主な対象	対象となる可能性あり
I層	将来的に常時雇用者を雇う意向があり、現状でも雇うことができるレベルに近い	主な対象	－
	5 年以内に常時雇用者を雇う意向はあるが、まだそのレベルに達していない	主な対象	－
	10 年以内に常時雇用者を雇う意向はあるが、まだそのレベルには達していない	対象となる可能性あり	－
	常時雇用者を雇う意向はない	－	－

(3) 県の職員を対象としたワークショップおよび情報交換会の開催（各2回）

県の職員を対象に、5の（1）及び（2）の対象経営体に対する支援の流れや活用ツールを具体的にイメージするための実践的なワークショップを行うこと。ワークショップの開催時期は、支援開始前および下半期（任意のタイミング）とする。また、支援内容及びその成果等について情報共有するための情報交換会を開催すること。開催にあたっては、原則、対面で実施し、必要な資料やデータ等を準備すること。

(4) 運営会議への参加（3回）

四半期に1回をめどに、事業の実施状況を踏まえ、各発展段階の経営体を上位の層へと成長させるために必要な支援など、今後の事業の方向性を県と協議する運営会議へ参加すること。会議への参加にあたっては、取組の改善に必要な資料やデータ等を用意すること。運営会議を効果的・効率的に実施するため、オンライン会議システム（WebEx、Zoom等）の活用も可能とする。

## 6 成果物

5の（1）及び（2）の対象経営体に対し、いつ、どういった支援を行ったのかわかるように、支援の経緯、結果、取組内容、残された課題などをまとめた支援報告書を、原則、支援の2週間以内に提出すること。支援報告書の参考様式は別紙4のとおり。なお、県と協議の上、代替となる様式を承認された場合は任意の様式を用いてもよいものとする。

5の（1）及び（2）の対象経営体が当初経営課題としていた内容に対して、年度内にどのような支援を実施し、どのような進捗状況であるかをまとめた資料を作成し、実績報告書とともに提出すること。

## 7 委託事業費に係る留意事項

委託業務に係る経理について他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにするとともに、関連する書類を5年間保管すること。

また、委託業務は、法令、その他関係諸規程に従い処理すること。

## 8 業務の執行体制（適正な人員配置と責任の明確化）の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び担当者、その業務所掌範囲を明らかにすること。

## 9 秘密保持

(1) 秘密の保持

ア 委託業務に関し、受託者が、県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。

イ 受託者は、委託業務で知り得た県、関係者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本委託業務（再委託した場合も含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

また、個人情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

## 10 再委託等の禁止

受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を受けたときは、この限りでない。

## 11 その他

- (1) 受託者は、委託業務に係る活動内容（調査、アドバイス等）について、書面で速やかに県に報告するとともに、積極的に県との調整を図ること。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要を認める場合は、県と協議すること。